

サービス付き高齢者向け住宅事業の変更手続きについて

登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の登録事項に変更があったとき、又は登録申請書の添付書類の記載事項に変更があった時は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出るようになっております。(高齢者住まい法第9条)

下記を参考に変更届出を行ってください。

変更事項	手続き	備考
法律第6条第1項各号に掲げる事項 ※ ¹	①システムにて変更届出書を作成 ②郵送又はメールで提出 <添付書類> 登録申請時または直近の変更時に提出した添付書類のうち、記載事項を変更した書類	県が変更内容を確認した後、変更登録通知をお送りするとともに、システム上の承認処理を行います。
システム独自項目 ※ ²	①システムにて変更届出書を作成 ②郵送又はメールで提出	システム上の承認処理を行います。事業者への通知は行いません。

※¹ 高齢者の居住の安定確保に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0000000026>

※² サービス付き高齢者向け住宅入力マニュアル(令和4年様式対応) [p.4]

<https://www.satsuki-jutaku.jp/doc/manual11.pdf>

◎変更届出書はサービス付き高齢者向け住宅情報提供システムでご作成ください。

<https://www.satsuki-jutaku.jp/modify.html>

問い合わせ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(企画担当)

T E L : 0857-26-7408

電子メール : sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp